

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

K-115 水晶体再建術での精製ヒアルロン酸ナトリウム製剤の算定について

《令和 8 年 3 月 5 日新規》

○ 取扱い

K282 水晶体再建術「2」眼内レンズを挿入しない場合に使用した精製ヒアルロン酸ナトリウム製剤（ヒアルロン酸 Na0.85 眼粘弾剤 1%）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

ヒアルロン酸 Na0.85 眼粘弾剤 1%については、保険診療上の取扱いとして「連続して行われる白内障手術及び眼内レンズ挿入術に伴って使用される場合に限り算定できる」とされているが、最終的に眼内レンズ挿入に至らなくても、白内障摘出に伴う角膜内皮障害を防ぐ意味で手術前半に使用される粘弾性物質は必要と判断する。

以上のことから、K282 水晶体再建術「2」眼内レンズを挿入しない場合に使用した精製ヒアルロン酸ナトリウム製剤（ヒアルロン酸 Na0.85 眼粘弾剤 1%）の算定は、原則として認められると判断した。